

諮問番号：平成29年度諮問第5号

答申番号：平成29年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分（平成28年12月1日の生活保護変更処分）の取消しを求め、次のとおり主張しているものと解される。

(1) 審査請求人は、平成27年12月1日の生活保護変更決定において企業年金を収入認定されたが、当該年金は保護開始（同年9月25日）前の期間を対象として支給されたものであるから、収入認定するのは、違法又は不当である。

(2) 審査請求人は、処分庁に対し、上記(1)の収入認定額の返還を求めていたが、処分庁はこれに応じず、原処分の収入認定で調整されるべきであるにもかかわらず、原処分を行ったのは違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

生活保護法（以下「法」という。）第4条第1項によると、保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力あらゆるものを、その最低限度の生活維持のために活用することを要件に行われるとされており、審査請求人の企業年金は、利用しうる資産に当たるから、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分について

原処分は、介護保険料加算の認定、期末一時扶助の支給を理由になされたものであるが、これは保護の基準により、保護の変更日から介護保険料加算額と期末一時扶助額が算定され、審査請求人世帯の最低生活費が変更になったものであるところ、その額の算定及びその他請求人世帯の最低生活費の算定において、違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は処分庁に対して、収入申告書を提出し、企業年金を受給していることを報告し、処分庁は当該受給額を収入認定しているが、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり（法第4条第1項）、年金収入は、その活用が求められているものと解されることから、この点を違法又は不当ということはできない。

さらに、収入認定の時期についても、適正と認められる。

上記のとおり、処分庁は、法令等の規定に従って適正な収入認定により収入充当額を計上し、これを最低生活費から差し引いた額を扶助額とするものであって、違法又は不当な点はない。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、平成27年12月の収入認定において、保護開始前の期間を対象とする企業年金が収入認定されており、その誤りが、原処分収入認定において調整されていなかったことは、違法又は不当であると主張しているものと解されるが、保護開始後に企業年金が受給された以上、当該受給額は審査請求人の最低生活に利用されるものであるから、収入認定すべきものであり、平成27年12月の収入認定は、適正なものと認められるから、採用することはできない。

3 以上のとおり、処分庁は、原処分を適法かつ正当に行っており、また、審査請求人の主張は理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、行審法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年5月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、他の法律に定める扶助は、すべて法による保護に優先して行われる（同条第2項）。

また、保護の変更の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、保護に当たっては、他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者については、その利用に努めさせるものとされ、企業年金による扶助は、その活用が求められているものと解される。

そこで本件についてみると、審査請求人は、処分庁に収入申告書を提出し、企業年金を受給していることを報告し、処分庁は、前述の基準に従い、申告のあった当該受給額を収入認定したものであるところ、当該収入認定は、法令等の規定に従った適正な取扱いであると認められる。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続についても、適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美